金沢の町会加入のご案内

町会加入のメリット（一例）

1 災害時に助け合う

大規模な災害が起きた直後は、消防や警察の支援がすぐには行き届かないことがあります。そのような場合、ご自身やご家族だけで、消火活動や負傷者の救出を行うことは非常に困難です。
そこで町会では、お互いに助け合う「共助」の精神をもとに自主防災組織を結成し、地域での自主的な防災活動を行っています。

※東日本大震災などの災害では、日頃からの町会活動が活発な地域ほど、避難所においてもコミュニティ活動が機能し、支え合いや助け合いの活動が活発に行われたと言われています。金沢市でも大雪の際に、一斉除雪協力デーを設定し、町会による呼びかけと協力のもと、住民による生活道路の除雪が行われました。

2 犯罪から身を守る

町会では、地域内での犯罪を防ぐため「防犯パトロール」などの防犯対策を行っています。

3 子どもたちを交通事故から守る

交通事故による被害をなくすため、児童が登下校する際の安全確保などの交通安全活動を行っています。

4 地域住民の交流を深める

町会では、盆踊り、夏祭りなど各種のイベントを開催しています。
イベントに参加することで近隣住民との交流が深まります。

5 市などから様々な支援が受けられる

詳しくは、「4. 市の助成制度について」をご覧ください。

1 町会について

町会は地域住民が自主的に運営している団体です。
地域住民の親睦を図るとともに、地域の安全・安心に取り組み、良好な生活環境を築いていくことを目的としています。
町会へ加入し、「地域の一員」として、様々な行事や活動に参加することで、交流や親睦が深まり、地域の連帯感が培われ、いざという時に支え合い、助け合うことができます。住みよい豊かな地域をつくるために町会への加入をおすすめします。

金沢の地域コミュニティについて

金沢は、城下町の歴史や文化、恵まれた自然環境の中で、豊かな人間性や高い連帯意識と相互扶助の精神を育んできました。そして、町会、公民館、婦人会、社会福祉協議会、消防団など地域住民により組織される団体が、自発的に特色ある活動に取り組んできました。

? 金沢のコミュニティ意識

歴史的に金沢は加賀藩・前田家の城下町として発展したことから、城を中心とした人々の結びつきが強かったと言われています。また、北陸ならではの雪国といった気候風土も相互扶助の精神を育み、人々のコミュニティ意識を培っていったものと思われます。

ちょっとコラム

金沢のコミュニティと雪

金沢のコミュニティは、雪と切っても切れません。積雪があると、早朝、誰彼が言い出すともなく、地域のみんなで自宅の前はもちろん、隣家の前付近も除雪し、「ありがとう」や「お互いさま」、「おつかれさま」といった言葉を掛け合い、地域のぬくもりと絆、お互いを助け合うコミュニティを育んできました。

一本の道も、地域の住民の協力体制がないと、通りにくくなります。
積雪時には、自宅前を雪かきし、通勤や通学、買い物や通院などがスムーズになるよう、お互い助け合いましょう。

町会活動について

町会では「明るく住みよいまちづくり」のために様々な活動を行っています。
町会活動の一例を紹介します。

環境美化活動

住みよい環境づくりのために、地域の道路や公園などの清掃活動を行っています。

ごみステーション管理

ごみステーションの管理を当番制で行っています。

子ども会・老人会活動

子ども会、老人会など地域内の各種団体の育成や活動の支援にも努めています。

親睦・レクリエーション活動

体育祭や文化祭、盆踊りなど、誰もが気軽に参加できる催しを通じ、地域住民の親睦を図っています。

防災訓練

校下、地区ごとに自主防災組織を結成し、万一の地震や水害、
火災に備え、防災訓練を実施しています。

防犯・防火活動

夜道でも安心して歩けるように防犯灯の設置および管理や、
夜回りなどの防火活動も行っています。

交通安全運動

交通事故防止のための交通安全運動に積極的に協力しています。

ちょっと知っておきたい その1

金沢独自の地域コミュニティについて

金沢の地域コミュニティ組織の特徴を表す言葉として、「金沢方式」という言葉があります。
「地域主導」「ボランティア」「地元負担」による運営方式が金沢の地域コミュニティの特徴で、
その特徴を端的に表した言葉が「金沢方式」です。
地域の公民館の運営費や消防団のポンプ車の購入費などの一部を町会費などを通じて住民が
負担し、住民の共有財産になっていることで、自分たちの施設、財産としての自覚が芽生え、
住民自治の意識を育んでいます。

金沢方式3つの特徴

地域主導	運営は各地域の住民等が主導して行っている
ボランティア	活動は、多くのボランティアによって支えられている
地元負担	運営費や施設の整備費の一部は、地元負担によって賄われている

2 町会費について

町会の活動は、主に町会員の皆さんが納める町会費によって運営されています。
（町会費の金額は町会ごとに異なります。）

町会費の使途の一例

福祉	地域サロン、高齢者や子育て家庭の支援・見守りなど
環境	一斉美化清掃、分別ごみ回収、ごみステーションの管理など
教育	文化祭、公民館の運営、小学生の登下校時の街頭見守りなど
安全・安心	街路等の維持管理、防災訓練、火災時の消火活動、夜間パトロールなど
まちづくり　ほか	夏祭り等イベント、回覧板など

3 金沢の町会組織について

町会

町内・マンション等一定の地域・建物を基盤として単位町会が結成されており、それぞれの町会で自主的な活動が行われています。

校下（地区）町会連合会

おおむね小学校の校区内の単位町会により組織され、校下（地区）での事業の実施並びに各種機関、団体との情報交換、意見の調整及び行政との連絡調整など重要な役割を果たしています。

金沢市町会連合会

市内 62 の校下（地区）の町会連合会により組織され、その代表者により運営方針の協議や、行政との連絡調整を行っています。

4 市の助成制度について

金沢市では、町会を対象とした様々な助成制度を設けています。
その一例を紹介します。

コミュニティ活動推進用具購入費等補助（市民協働推進課）

祭りやイベントに活用する太鼓、子供みこし、町会のシンボルとなる町旗、イベントのお知らせなどを掲出する町会掲示板など、コミュニティ活動を推進する用具の購入等に要する費用を支援します。

コミュニティセンター整備費補助（市民協働推進課）

町会の活動の拠点となるコミュニティセンター（集会所）の新築、購入、増築又は修繕に要する費用を支援します。

地域コミュニティ活性化事業費補助（市民協働推進課）

町会連合会や町会単位によるイベントの開催など地域コミュニティの活性化に向けた取り組みに対し、費用を支援します。

古紙回収保管庫設置費補助（リサイクル推進課）

古紙回収保管庫の設置に要する費用を支援します。

古紙集団回収奨励金及び資源回収奨励金（リサイクル推進課）

古紙の集団回収やアルミ缶等の資源回収に対し奨励金を交付します。

都市樹木害虫（アメリカシロヒトリ、チャドクガ）防除助成（緑と花の課）

町会が市指定防除業者に依頼し指定の方法により防除したアメリカシロヒトリ、チャドクガの防除経費に助成します。

除雪機械等購入費補助及び消雪装置設置費補助（道路管理課）

小型除雪機械及び消雪用水中ポンプの購入に要する費用や消雪装置の設置等に対し支援します。

地域連携空き家等活用事業費補助（住宅政策課）

地域の老朽化した空き家を集会施設等としての改修、又は除却した空き家の跡地をポケットパーク等へ整備する費用の一部を補助します。

5 町会Q&A

Q1 市内にはいくつの町会があるのですか

金沢市には62の校下（地区）町会連合会のもとに、1,360の単位町会があります（平成30年3月現在）

Q2 町会に加入するためにはどうすればよいですか

お住まいの地域の町会長に連絡ください。町会長が分からない場合は、お住まいの校下（地区）町会連合会事務局にお問い合わせください。（リーフレットの最後のページをご覧ください。）

Q3 町会は市の関係団体ではないのですか

町会は地域住民で組織した任意の団体です。
市と互いに協力して、明るく住みよいまちづくりに取り組んでいます。

Q4 税金を払っているのだから、市役所が地域のことをしてくれるのではないですか

近年、住民のニーズが多様化し、かつ、地域における様々な新たな課題が増えてきたことから、行政だけでの対応が難しくなってきました。そこで、行政と町会が役割を分担しながら、地域の実態に沿った課題の解決に向けて、協働して取り組むことが求められています。

Q5 町会には必ず入らないといけないのですか

町会への加入は強制ではありませんが、ごみステーションなどの管理、街路灯など町会が管理する施設や備品、消防ポンプ車の維持・管理といった防災活動の取り組みなどはその地域にお住まいの皆さんで公平に取り組んでいただく、または負担いただくものです。
また、空き家の増加や、高齢者への見守りなど地域に密着した課題などは、個人での解決が難しい場合があります。このような時は町会の役割が重要になるので、是非加入いただきたいと思います。

Q6 学生（単身）のため、長くは住まないのですが

町会では、住民の皆さんの住みよい生活のために、ごみステーションの管理や美化活動などを行っています。また、町会にとって、イベント等への参加は活動の大きな活力となります。そのため、短期間でもご加入いただきたいと思います。

Q7 忙しくてなかなか町会活動に参加できないのですが

仕事や家事など様々な家庭の事情がありますが、まずは一人ひとりのできる範囲のところから参加を考えてみてはいかがでしょうか。

Q8 アパートに住んでいても町会に入れるのですか

アパートにお住まいの方も町会に入ることができます。あるいは、家賃等から、町会費が払われているアパート等もありますので、確認してはいかがでしょうか。
また、新たにマンション等で町会を設立している例もあります。
（設立には事前に近隣の町会長との協議が必要です。）

Q9 住民票を移していないのですが

住民票を移していなくても、ある程度の期間、この地域に住む方であれば町会に加入できます。

Q10 町会の活動でけが等をした場合の保険はありますか

金沢市では、町会のコミュニティ活動にスタッフ等として参加した方を対象にした「市民協働サポート保険」に加入しています。詳しくは市民協働推進課におたずねください。

（参考）地域コミュニティ活性化推進条例について

金沢市では地域コミュニティの活性化を推進することにより、金沢を将来にわたり誇りと愛着をもって暮らすことができるまち、そして思いやりのある心があふれるまちとするために平成 29 年 3 月に条例を制定しました。条例では、地域コミュニティを「住民相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりを基礎とする地域社会」と定義しており、市は地域コミュニティの醸成と充実に向けて取り組んでいます。詳しくは金沢市ホームページをご覧ください。

ちょっと知っておきたい その2

登録　金沢しぐさ

「金沢しぐさ」は、金沢に伝えられてきた美しいしぐさで、これからも続けたい心くばりを取り上げ、市が登録したものです。これらを代々後世へ継承していくことで、ひとへの思いやりの心を育み、ひいては人と人とのつながりやコミュニティの醸成が図られるものと考えています。
「登録　金沢しぐさ」の一例を紹介します

思いやりのしぐさ
・雪道の一本道や歩道での譲り合い

住まいの気くばり
・家の前の雪かきは、お隣の前も少しは すかしたいものです

食の心くばり
・お裾分け　頂き物や作った料理などを近所や知人にお裾分けします

くらしの気づかい
・金沢弁によるやさしいお礼の気づかいことば“きがねなぁ”

＜校下（地区）町会連合会の連絡先＞

町会長が分からない場合は、お住まいの校下（地区）町会連合会にお問合せください。

校下（地区）	住所	事務所名	電話番号
野町	野町 3-1-15	野町会館	241-5971
弥生	弥生 1-29-13	弥生公民館	241-5201
中村町	中村町 10-35	中村会館	247-4447
十一屋	若草町 22-12	城南公民館	247-7041
泉野	若草町 22-12	城南公民館	247-7041
長坂台	若草町 22-12	城南公民館	247-7041
新竪町	鱗町 62	新竪会館	231-0258
菊川	菊川 2-3-3	菊川町公民館	261-1769
材木	材木町 13-11	材木公民館	231-3689
味噌蔵	兼六元町 7-19	味噌蔵町公民館	221-2573
長町	長町 2-2-16	長町公民館	231-5730
松ヶ枝	高岡町 7-23	松ヶ枝公民館	221-6005
長土塀	長町 3-3-3	長土塀公民館	265-7496
芳斎	芳斉 2-3-29	芳斎公民館	221-7226
此花	此花町 2-7	此花会館	263-8148
瓢箪	彦三町 2-10-5	瓢箪文化会館	221-1476
馬場	東山 3-9-35	馬場文化会館	252-0705
浅野町	乙丸町甲 161	浅野町公民館	251-1637
森山	森山 2-11-13	森山会館	252-6873
小坂	小坂町北 312	小坂公民館	252-3067
千坂	千木 1-119	千坂公民館	257-0670
夕日寺	夕日寺町口 35	夕日寺公民館	251-0027
諸江	諸江町 29-1	諸江公民館	263-1630
浅野川	大河端西 1-96	浅野川会館	238-2100
鞍月	直江南 1-1	鞍月文化会館くらら	237-6446
粟崎	粟崎町 1-3	粟崎町文化センター	238-2632
川北	松寺町丑 42	松寺公民館	238-1020
大浦	大浦町ヌ 93-1	大浦公民館	238-5271
米丸	間明町 2-72	米丸公民館	291-1171
新神田	新神田 1-1-18	新神田会館	291-0025
押野	八日市 2-464	押野公民館	247-0856

校下（地区）	住所	事務所名	電話番号
西南部	西金沢 3-684	西南部公民館	240-8136
三和	上荒屋 4-82	三和公民館	240-7530
三馬	久安 6-59-1	会館みんま	243-2734
米泉	米泉町 8-126	米泉公民館	241-8924
富樫	山科 1-6-8	富樫公民館	241-1971
伏見台	窪 5-675	伏見台公民館	243-3341
額	額谷 3-1-1	額公民館	296-1515
四十万	額谷 3-1-1	額公民館	296-1515
扇台	馬替 1-29-1	扇台公民館	296-8585
長田町	長田 1-5-50	長田会館	263-3900
戸板	戸板 1-2	戸板会館	231-5830
西	西念 2-34-9	西公民館	262-6716
二塚	北塚町西 98	二塚公民館	249-3474
安原	福増町北 1067	安原会館	249-0772
大徳	畝田西 1-201-1	大徳公民館	268-3214
金石町	金石西 4-5-30	金石会館	267-2774
大野町	大野町 1-8-5	大野町公民館	268-3896
小立野	小立野 4-7-51	小立野公民館	221-0807
崎浦	小立野 2-41-36	崎浦公民館	231-6851
内川	三小牛町 20-1-10	内川公民館	247-2263
犀川	末町 6-67- 1	犀川公民館	229-6406
湯涌	芝原町イ 59	湯涌農村環境改善センター	235-1852
田上	田上の里 2-3	田上公民館	261-1331
東浅川	上中町二 14	東浅川公民館	229-0936
俵	俵町ツ 63-2	俵地区生活改善センター	222-4855
医王山	二俣町 6-14-9	医王山農村環境改善センター	236-1233
森本	南森本町チ 103-1	森本公民館	258-0317
花園	今町チ 41	花園公民館	258-0006
湖南	八田町東 525	八田町会館	258-0309
薬師谷	不動寺町イ 34-1	薬師谷公民館	257-2488
三谷	宮野町ホ 79	三谷公民館	257-6727

問合せ先

コミュニティ相談窓口	TEL　220-2552	FAX　260-1178
金沢市　市民協働推進課	TEL　220-2026	FAX　260-1178
金沢市町会連合会　事務局	TEL　220-2466	FAX　222-0119